

いじめ問題対策に係る各機関・各団体の取組状況について

1 総務部学事課

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>○千葉県いじめ重大事態再調査会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 再調査会の担任する事務は、県立学校、私立学校のいじめの重大事態の調査結果についての再調査等 重大事態とは、「いじめにより、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」、「いじめにより、児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」場合 教育等に関する学識経験者を、再調査の必要性（又は再調査の必要性を再調査会に諮問する必要）が認められる事案発生都度、委員として任命 <p>○スクールカウンセラーの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーを配置している私立小・中・高等学校に対して補助金を交付し、校内教育相談体制の充実に努めた。令和元年度は私立学校62校に対して34、396千円を交付した。 <p>○ネットパトロールの情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 私立中学校・高等学校に係るネットパトロールの情報について、当該校の管理職に一報を入れ、内容の確認を依頼するとともに、削除依頼を含めた指導を依頼している。 <p>○関係文書の迅速かつ確実な送付</p> <ul style="list-style-type: none"> 文部科学省や県教育庁から発出された、生徒指導やいじめ問題に関する文書を、迅速かつ確実に送付し、学校に適切な対応を依頼している。 <p>○当課に寄せられるいじめに関係する相談等への対応 相談関係機関との迅速な連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 当課に寄せられる保護者等からの関連するトラブル相談等については、その内容を当該校の管理職に確実に伝え、学校における適切な対応を依頼している。 関係機関と連携（対応方法の相談・確認等）しながら、迅速かつ適切な対応に努めている。
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在のところ、再調査の必要性が認められる事案は発生していない。 スクールカウンセラーの整備・活用をさらに促す必要がある。また、不登校児童生徒支援チーム等関係事業についても周知する。 SNSの書き込み等によるいじめへの対応・予防がより適切なものとなるよう、教員研修や児童生徒向けの指導を各学校の実情に応じて実施するよう依頼する必要がある。 メールを活用し、迅速かつ確実に通知している。 学校の初期対応が不十分であったために、保護者と学校の関係がこじれるケースが見受けられ、未然防止・初期対応の重要性や重大事態ガイドラインに沿った対処の必要性を、引き続き周知・依頼する必要がある。
<p>③御意見・御提案等</p>

2 健康福祉部健康福祉政策課

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>○県内小・中・高等学校等への啓発DVDの貸出し</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度貸出件数 42件（視聴人数6、499名）…いじめ問題以外も含む <p>○人権問題研修会支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度講師紹介実績 14件（受講人数5、321名）…同上 <p>○スポーツ組織と連携・協力した啓発活動</p> <p>【主催：県、県教育委員会、千葉市、千葉地方方法務局、千葉県人権擁護委員連合会、千葉県人権啓発活動ネットワーク協議会】</p> <p>令和元年度実績</p>
--

<ul style="list-style-type: none"> ・ジェフユナイテッド市原・千葉と連携し、スタジアム啓発の実施（啓発グッズの配布等） ・ジェフユナイテッド市原・千葉と連携し、「いじめゼロ宣言 みんなで人権サポーターになろう。」のメッセージとともに相談連絡先の周知を図り、いじめ撲滅に向けた取組を実施（ポスターの作成、配布（5、500枚））
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <p>（成果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権週間を中心にいじめをテーマとしたDVDの貸出により、学校等においてDVDを効果的に活用した啓発活動が行われた。 ・講師を紹介することにより、学校等における効果的な研修会・講演会等の実施に繋がった。 ・スタジアム啓発では子どもの人権相談ダイヤルの周知を図り、いじめ撲滅に向けた取組の実施を図った。ポスター配布先におけるアンケートの結果、「興味を持って見ることができ、連絡先を知るきっかけとなった」等の意見が寄せられた。また、約5割が「今後もポスター配布を積極的に行った方がよい」と答え、「時々行ったほうがよい」との回答を合わせると9割以上がポスターの配布について好感を持った結果となった。 ・ポスターについて、「サイズを小さくしてほしい」との意見を受け、サイズの違うポスターを2種類作成した。結果、「小さいポスターを再送してほしい」という肯定的な意見が寄せられた。 <p>（課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポスターについて、小さい子等にも、わかるよう「漢字にルビを振る」、「文字を大きくする」等の対応を検討する。 ・ネットいじめに関しては、携帯端末の機器更新やSNS等の手法の多様化が日々進んでおり、ビデオの内容と実態とに齟齬が生じやすい。
<p>③御意見・御提案等</p>

3 健康福祉部児童家庭課

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>○児童家庭相談への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童家庭相談への対応（6児童相談所） <p>○関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待相談等、児童相談所に寄せられる児童家庭相談のうち、いじめ問題を含む相談については、学校や教育委員会との十分な連携を図るとともに、必要に応じて医療機関、警察等にも協力を依頼している。 ・また、いじめ重大事案に関しては、児童相談所における取り扱いの有無等を確認し、取り扱いがある場合には、情報提供を行っている。
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県児童相談所（千葉県含まず）における要保護児童相談受付件数のうち、主訴がいじめであるものは平成29年度、平成30年度は0件であった。また、いじめを主訴とせずとも、係属のある児童がいじめ問題に関与した際には、学校や市町村と連携して対応している。
<p>③御意見・御提案等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、学校や教育委員会等との連携を密にし、いじめ問題等に対応していきたい。

4 環境生活部県民生活・文化課

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>○子ども・若者育成支援事業（子ども・若者のための相談・支援機関ガイド配付）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・困難を有する若者を適切な支援に結び付けるため、ライトハウスちば及び各支援機関を紹介したリーフレットポスターを市町村や学校、各種支援機関等に活用や配付を依頼した。 <p>○青少年総合対策本部事業（青少年を健全に育てる運動ポスター配付）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の健全育成を目的として、国・県関係機関及び市町村等と連携して啓発活動を行う。

<p>○ネット監視員を2名配置し、県内中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等の生徒の問題のある書き込みを監視している。特に問題があるものについては、教育委員会、警察等に連絡し、書き込みの削除を含めた生徒への指導を依頼した。(元年度実施状況：問題のある書き込みをした生徒の総数2,549人、そのうち特に問題のある書き込み42人(49件))</p> <p>・学校等の要請に応じ、児童・生徒、保護者、学校関係者に向けてネットいじめ防止対策の内容を含む、講演を実施するなど、インターネットの適正利用について啓発を図った。(元年度実績：39回、参加者13,538名)また、啓発内容をまとめたリーフレットを25,000部作成し、受講者等に配付し、講演で活用した。</p> <p>○青少年非行防止対策事業(非行防止リーフレットの作成・配付)</p> <p>・ネットいじめを含むインターネットに潜む危険に対する情報が掲載された非行防止リーフレットを小学5年生の保護者及び新中学生の保護者に対して各66,000部、新高校生に対して60,000部を作成・配付した。</p>
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <p>・困難を有する若者やその支援者に必要な情報が伝わるよう、効果的な広報・啓発をしていく必要がある。</p> <p>・広く関係機関などに対して啓発することができた。今後も効果的な広報・啓発をしていく必要がある。</p> <p>・関係機関と連携を図り、特に問題のある書き込みを発見した場合、確実に情報提供した。</p> <p>・ネットパトロールの事例や県で実施したSNS意識調査結果等身近な事例や予防方法、相談窓口等を講演内容に盛り込むことで、インターネット適正利用について、参加者の意識を高めた。</p> <p>・青少年のスマホ利用の低年齢化、フィルタリング利用率の低下を踏まえ、講演対象に応じた講演内容と提示方法を検討する必要がある。また、SNS等における書き込みがどのような場合問題になるかを児童生徒に十分啓発する必要がある。</p> <p>・必要に応じ関係機関を含め配付できた。インターネット利用者の低年齢化も踏まえ、インターネットに潜む危険に直面する恐れのある小学5年生の保護者、新中学生の保護者及び新高校生に対し必要な情報が伝わるよう、今後も効果的な広報・啓発をしていく必要がある。</p>
<p>③御意見・御提案等</p> <p>・ネットパトロールはこれまでTwitterを中心に実施してきたが、青少年が利用するSNSの多様化により、問題が潜在化し、発見できていない可能性があるため、令和2年度からネット検索等の専門的な知識や技術を有する事業者へ業務を委託し、問題のある書き込みの早期発見・早期対応に取り組んでいる。</p>

5 企画管理部教育政策課

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>○夢気球vol.58(6月号)及び県教委ニュース(7月号-1)に夏休み期間中のLINEを活用したSNS相談窓口(そっと悩みを相談してね~SNS相談@ちば2019~)を開設することを掲載した。</p> <p>○県教委ニュース(7月号-2)に令和元年7月に県教育委員会と県弁護士会が協定書を取り交わし、スクールロイヤー活用事業を開始することとその事業内容について掲載した。</p> <p>○県教委ニュース(3月号)に令和2年1月に開かれた「令和元年度全国いじめ問題子供サミット」に県内各地から選抜された中学生6名が参加して発表を行ったことや参加生徒の感想等を掲載した。</p>
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <p>・夢気球は、県内の小・中・高・特別支援学校を通し全ての児童生徒の家庭に配付している。また、県内の公共施設である図書館、公民館等にも配布し県民に広く周知を図っている。</p> <p>・県教委ニュースは、毎月県教育委員会のホームページにアップするとともに、県立学校及び県立教育機関にメール等を活用して周知している。併せて、市町村教育委員会にも各学校への配信を依頼し教職員に周知している。</p> <p>・いずれも広報媒体としては、規模が大きく、特に夢気球は、児童生徒の全家庭に届けるものであり、事業への理解を深める上で効果があったと考える。</p>
<p>③御意見・御提案等</p> <p>・今後も教育委員会が持っている広報チャンネルを活用して、県のいじめ防止の取り組みや学校での先進的な取組事例を児童生徒や県民へ周知するよう努めていく。</p>

6 教育振興部生涯学習課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<p>○「学校から発信する家庭教育支援プログラム」の活用推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策として、子どもの変化チェックポイント等を収録した「いじめ」(小学校編)を、ネットいじめについては「スマートフォンの使用」(小・中学校編)を活用してもらうことで、子どもたちが、いじめの加害者にも被害者にもならないよう啓発している。 <p>○ウェブサイト「親力アップいきいき子育て広場」の活用推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭でいじめの予兆に気付くためのポイントやいじめを発見した際の子どもへの関わり方等を掲載した「子育て豆知識」など、発信し、活用を促している。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・学年だよりや保護者会の資料作成に本プログラムが活用された。 ・より多くの教職員が年間を通じて活用できるように周知する時期などを工夫する必要がある。 ・電子機器の使用については、家庭における使い方や社会の使い方に変化するので、適時見直しを検討する必要がある。 ・家庭教育支援や子育てに係る情報を県民に提供するため、定期的に情報の更新を図った。 令和元年度のホームページの更新件数は42であった。 ・市町村や各種団体に向けて本ウェブサイトのリンク貼り付けを促し、保護者へのサイトの周知に努める必要がある。
③御意見・御提案等

7 教育振興部学習指導課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<p>○未然防止に向けた心の教育(各学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育の推進(いじめを題材とした映像教材の活用等) <p>○担当する主な関係事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度改訂「道徳教育推進のための基本的な方針」の活用 ・「道徳教育の手引き」(改訂版)の活用 ・高校生を対象とした道徳教育読み物教材「明日への扉Ⅲ」等の活用 ・特色ある道徳教育の推進校における研究 (特色ある道徳教育推進校【研究指定校】17校) ・映像教材の活用(DVD版) <令和元年度作成> 小学生対象1話「思いやり・親切」 中学生対象1話「相互理解・寛容」 高校生対象1話「国際理解」 ・道徳教育推進教師研修
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度に改訂した道徳教育推進の基本方針には、学習指導要領の改訂に対応した学習内容として「相互理解、寛容」など、いじめ防止に資する道徳の内容項目を追加した。 ・特色ある道徳教育推進校では、いじめ問題について地域の方とともに考える学習を展開するなど、特色ある取組が見られるとともに、学校種を越えた参観、感想交流も行われた。 ・研修等で、既に作成・配付されている映像教材や読み物教材を活用した取組や、各地域の特色に応じた道徳教育を紹介するなど、道徳教育の推進を図ることで、いじめの未然防止につなげられるようにしたい。
③御意見・御提案等

8 教育振興部児童生徒課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○未然防止に向けた心の教育（各学校）

- ・いじめ防止啓発強化月間の取組
- ・豊かな人間関係づくり実践プログラムの実施（学習指導課）
- ・道徳教育の推進（いじめを題材とした映像教材（DVD）の活用）（学習指導課）

○担当する主な関係事業等

- ・教育相談体制の充実

スクールカウンセラーの配置（小学校165校、全公立中学校、県立高校85校、教育事務所5カ所（2名ずつ配置）、教育振興部児童生徒課）

スクールソーシャルワーカーの配置（小中学校配置校6校、地区不登校等児童生徒支援拠点校等12校、県立高等学校（定時制）17校、アクティブスクール4校、教育事務所5カ所）

- ・情報モラル教育研修への講師派遣（平成28年度～）
- ・今年度も、情報モラル教育研修や講演の講師を、県立学校30校、市町村立学校を70校に派遣を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、文部科学省の「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」が中止となったことから、県教育委員会からの外部講師の派遣は行わず、他に外部講師の活用可能な関係機関、団体、企業等や情報モラル教育に関する教材が掲載されているホームページを各学校に紹介するとともに、必要に応じて県教育委員会の指導主事を派遣。
- ・千葉県いじめ対策調査会（平成26年度～）
7人の委員による有識者会議の開催（いじめの防止等のための対策に関する審議等）
- ・千葉県いじめ問題対策連絡協議会（平成26年度～）
44機関等による本会議（6月にインターネットによる情報交換）及び15の機関等によるネットいじめ対策専門部会（今後、実施予定）
- ・教職員向けいじめ防止指導資料の活用（平成26年度～）
- ・児童生徒向けいじめ防止啓発カードの配付（平成27年度～）
（国公立小・中・義務教育・高等・特別支援学校に配付）
- ・保護者向けいじめ防止啓発リーフレットの配付（平成26年度～）
（国公立小学校・義務教育学校及び国公立特別支援学校小学部の新入生保護者に配付）
- ・児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレットの配付（平成26年度～）
（国公立小・中学校・義務教育学校及び国公立特別支援学校小・中学部の新入生及び小学4年生に配付）
- ・教職員リーフレットの配付（平成30年度）
（国公立小・中・義務教育・高等学校及び国公立特別支援学校小・中学部・高等部に配付）
- ・生徒指導アドバイザーの配置（平成27年度～）
生徒指導アドバイザー（会計年度任用職員（R2～））を8校に配置
- ・SOSの出し方教育の推進（平成30年度～）
児童生徒への「SOSの出し方教育」について、県独自資料を作成・配付（平成30年7月）
中学校、高等学校向けの指導資料を修正し、DVDを作成・配付（令和元年11月）
- ・スクールロイヤー活用事業
県弁護士会と協定を結び、弁護士をスクールロイヤーとして推薦してもらい法的助言を求める学校が直接電話や対面で相談できる体制を構築。また、管理職や教職員、児童生徒へ直接スクールロイヤーが講演を行う。
- ・SNSを活用した相談窓口の設置
「そっと悩みを相談してね～SNS相談@ちば（県内国公立中・高等学校の生徒、特別支援学校の中等部及び高等部生徒を対象にLINEを使った相談窓口を開設している。）」を、令和2年度は4/20～3/28の毎週水曜日及び日曜日の17時から21時に実施。また、4/20から5/9、5/27から6/4、8/27から9/5、1/7から1/9、3/25から3/27においては毎日実施。

・新型コロナウイルス感染症に係るいじめ防止の取組

令和2年1月30日付け教児生第392号

「新型コロナウイルス感染症拡大により、中国から帰国した児童生徒等への適切な対応について（通知）」

令和2年2月1日付け教児生第394号

「新型コロナウイルス感染症に係るいじめの防止等について（通知）」

令和2年2月28日付け事務連絡

「新型コロナウイルス感染症に伴う児童生徒課が所管する職員の対応について（通知）」

令和2年3月2日付け教児生第442号

「新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業及び学年末・学年はじめ休業時の児童生徒の安全確認について（依頼）」

○関係機関との連携

・県警本部、千葉市との担当者連絡会議の開催

・県民生活・文化課、NPO企業教育研究会、県警等との連携によるネットいじめ対応

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

・当課においては、関係事業として様々ないじめ防止等の対策を整備しているが、学校における、効果的な活用に繋がっていない状況もある。引き続き、各種会議、研修等において効果的な活用方法の周知や活用によって好転した事例などを具体的に示し、より効果的ないじめ問題に対する体制づくりに繋げられるよう働きかける必要がある。

・ネットいじめの問題については、特にSNSへの書き込み等は、外部から発見することが非常に困難で、学校や保護者が認知したときには事態が深刻化しているものも多い。今後学校においては、未然防止の指導が非常に重要と考えられる。このことから関係機関等と連携し情報モラル教育を充実させたい。

・学校や教職員のいじめ問題への対応力向上に引き続き取り組む必要がある。特にいじめ問題が重大化する原因に不適切な初期対応が影響している事例が多く、校内で統一されたチーム学校としての組織的な取組が非常に重要である。このような校内体制を作り上げるため組織リーダーの育成は必要不可欠であり、今後も研修の充実に努め、リーダーの育成を図る必要がある。

・各学校のいじめ防止基本方針やいじめ対策組織が、より効果的に機能するようPDCAサイクルにより見直しを図り、学校の実態にあった実効性のあるものにするよう、積極的に指導・助言をしていかなければならない。

・重大事態の判断と適切な対応のために、各学校では再度、研修を行い確認・周知をする必要がある。

③御意見・御提案等

・現在、新型コロナウイルス感染症は、児童生徒やその家族にも感染が及んでいる状況である。すでに配付しているリーフレットを活用するなど、感染した児童生徒への差別や偏見が生じないよう、いじめ防止等の取組を徹底する必要がある。

・いじめの発見の約8割が本人からの訴えやアンケート調査によるものであり、校内の教育相談体制の充実と併せ、今年度、中学生まで対象を拡大し、実施日数も増やしたSNS相談を積極的に活用するよう再度、呼びかけていく。

・スクールロイヤー活用事業は、学校が法的根拠のもといじめ問題に対応する上で重要な役割を果たしているが、県立学校に比べ、市町村立学校の活用が少ないことから、各教育事務所、市町村教育委員会をとおして再度、周知を行う。

・近年、いじめの正確な認知は進んできたが、いじめの重大事態としての認知には一部、課題があり、認知の遅れが事態をより深刻にしまった事例がある。重大事態への対応について、学校や市町村教育委員会に対し、県教育委員会がしっかりと支援する必要がある。

・一部の市町でいじめ防止基本方針が策定されていない、いじめ問題に対応するための組織が設置されていないなどの状況にあるため、県教育委員会が支援をしながら体制づくりを促進したい。

9 教育振興部特別支援教育課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<p>○担当する主な関係事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校生徒指導主事連絡協議会の開催 ・指導主事訪問をとおして、いじめ防止対策の取組状況の確認 ・特別支援学校への非常勤講師等の配置 <p>○関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係各課と情報共有を行いながら、必要な情報を各特別支援学校に周知
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校生徒指導主事連絡協議会では、①教育庁の各課担当から「学校における危機管理」「学校と警察の連絡制度と犯罪防止対策について」「生徒指導の充実」「学校人権教育の推進」「青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）」について講話。②各学校から代表校による実践発表③各学校作成の「学校いじめ防止基本方針」の確認④生徒指導上の課題となっているテーマについてグループ協議や情報交換の時間を設定、事例による演習などによる、いじめ防止に向けての喫緊の課題の理解や他校の取組を確認することができた。 ・指導主事訪問を通して、各特別支援学校の「学校いじめ防止基本方針」を確認し、学校の実情に応じた内容となるような指導・助言を行った。 ・令和元年度は31校に59名の非常勤講師等を配置し、臨床心理士などの専門的な立場から心理的なケアが必要とされる児童生徒へのかかわり方について指導、助言を得て、個に応じた適切な指導支援につなげることができた。 ・課題としてはネットトラブルや性に関する生徒指導上の課題が増加しており、今後も引き続きこうした課題への対応力を高める必要がある。
③御意見・御提案等
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策のために、関係機関から様々な情報提供を得るとともに、連携して対応できる関係を今後も継続し、いじめ問題に取り組んでいくことができるようにする。 ・「学校いじめ防止基本方針」及びいじめ防止対策のための組織を見直し、実効性の高いものに改善すること、各学校に配付した「教職員向けいじめ防止指導資料集」を有効に活用すること、関係機関等と確実に連携していじめ防止対策に取り組むことを継続して指導していきたい。 ・現在、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーについては、必要に応じて児童生徒課に派遣を依頼しているが、特別支援学校にも、小中学校や高等学校のように配置し、日常的に児童生徒の支援体制を構築する必要がある。

10 教育振興部教職員課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<p>○教員による児童生徒に対するいじめの状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度に、県教育委員会が所管する全児童・生徒を対象に、体罰アンケートを実施し、また、平成25年度より、セクハラ実態調査と合わせ、「セクシュアル・ハラスメント及び体罰に関する実態調査」として実施し、実態把握に努めている。 <p>○児童生徒が相談しやすい環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校に対し、養護教諭やスクールカウンセラー等による相談員の配置及び教育相談箱の設置を指導している。 ・児童生徒が相談できる関係機関（子どもと親のサポートセンター、教育庁内各課、24時間子供SOSダイヤル、ライトハウスちば等）について、リーフレットへの掲載、配付を通じて、周知を図っている。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

<ul style="list-style-type: none"> ・本実態調査を実施することで、各学校に実態把握及び迅速な解決に結びつくとともに、教職員及び児童・生徒への啓発を図ることができた。 ・相談員の配置に係る児童生徒の周知率の向上が課題である。(H30:68.4% → R1:71.0%)
③御意見・御提案等
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ発生における教職員の対応によっては、懲戒処分の対象となり得ることから、担当課との情報共有及び対応の連携を引き続き行うことが重要である。

1.1 教育振興部学校安全保健課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○いじめ問題に係る報告の受理（重大事態を含む） <ul style="list-style-type: none"> ・学校から正確な情報を収集する。 ・詳細確認後、児童生徒課生徒指導・いじめ対策室との連携を迅速に行うとともに、今後の連絡体制について学校に指示する。 ・いじめの状況（重大事態を含む）に応じて関係課に情報提供をする。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの報告（重大事態を含む）を受けた時は、児童生徒課生徒指導・いじめ対策室と連携を図り情報を共有するとともに、対応の準備を整えた。
③御意見・御提案等
<ul style="list-style-type: none"> ・学校は、長期欠席が続き、いじめの重大事態の対象となる可能性がある児童生徒については、欠席が30日を超える前の段階で、その欠席がいじめによるものなのかを調査、判断するよう努めるとよい。

1.2 教育振興部体育課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○運動部活動における望ましい人間関係づくり <ul style="list-style-type: none"> ・安全で充実した運動部活動のためのガイドラインを活用した研修会の実施 ・運動部活動指導者講習会や体育主任等研修会で積極的な取組の奨励と注意喚起 ○スポーツマンシップ教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・JOCと連携したオリンピック教室の実施 ・日本スポーツ協会と連携した、アンチ・ドーピングの取組を実施 ・体育主任等研修会での講演や関係団体との共催による講演会を実施 ○運動を通じた仲間づくり <ul style="list-style-type: none"> ・いきいきちばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングちば」において、仲間と楽しく集団で協力しながら運動に取り組むことにより、好ましい人間関係や社会性を育成する。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・運動部活動指導者等に対する研修会や講演会で、いじめ防止の取組について取り上げ、指導者としてのいじめ防止の意識を向上させることができた。 ・毎日、多くの時間をかけて行う運動部活動では、部員同士のつながりが深くなり、仲間づくりに大変有効であるが、問題が生じた場合、深刻化することもある。顧問と部員、部員同士がお互いに認め合い、良好な人間関係を構築するとともに、人権意識を育成する必要がある。 ・学級担任、部活動顧問、養護教諭など連携を密にし、様々な角度から生徒の姿を把握するよう努める必要がある。
③御意見・御提案等

1.3 千葉県総合教育センター

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止について取り上げた研修は24事業であり、研修参加者は5,605名であった。その中で、いじめに特化した研修が実施されたのは17事業であり、研修参加者は3,542名であった。具体的には、初任研、5年研等に加え、新任校長研、新任教頭研及び教務主任研修で取り入れ、経験に応じた研修に努めた。研修内容は、いじめへの対応、未然防止、人間関係づくり等の講話・協議・事例演習を行った。 学校運営の中核を担うミドルリーダーとしての資質能力を高めるための休日開放事業において、今日的課題への対応の研修内容の中で、事例を取り入れたいじめ問題を扱った。 学校支援事業（情報モラル関係）として、県内小学校、高校、特別支援学校、民間研究会の研修会講師として児童・生徒、教職員、保護者219名に指導助言を行った。 情報モラル研修は初任研の対象者全員に対し、SNS利用で気を付けることなどをテーマに教材を利用した実践的な研修を実施した。また、教育情報化推進リーダー研修や視聴覚教育メディア研修でもテーマとして取り上げた。
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ対応の研修参加者のうち成長期（経験1年～6年）の教員の割合は約80%を占めている。学級担任として、広いいじめを見抜く力量を高める視点での研修により、いじめの早期発見に成果を挙げることができている。研修成果を校内研修等の場を活用して周知し、共有していくことが必要である。 研修後に、「組織として対応することや未然防止の大切さがわかった」などの声が多く寄せられ、いじめの未然防止の大切さ、いじめ対応の仕方などの理解へとつながった。 ネットいじめ防止については、平成28年度調査研究事業として、「生活を豊かにするSNS利用に関する指導法の研究」でSNS提示ツールを開発し、授業での活用を進めるための指導モデルプランや利用教材などを含めたパッケージとして総合教育センターのウェブサイトからダウンロードして利用ができる状態になっている。
<p>③御意見・御提案等</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケート結果から、講義形式と併せて実践事例を中心としたグループ討議を入れた演習等を多く取り入れていくことにより、研修全体の質の向上を図っていく。特に深化・充実期の研修参加者には、広く保護者や地域で研修内容を還元していくように周知し、いじめ防止への取組を強化していく。 教職経験6年目までの若手教員を対象にした研修事業から教職経験7年から20年までの中堅、ベテラン教員を対象にした研修事業で、いじめ問題に関する内容の研修を取り上げ、いじめ防止の取組の充実、教職員の指導力の向上を図っていく。 平成28年度の「SNS利用に関する指導モデルプラン」（「SNS提示ツール」など利用教材などを含めたパッケージ）として総合教育センターのウェブサイトからダウンロードして利用ができる状態になっている。今後は、更なる活用を目指し、周知、共有していくことが必要である。

1.4 千葉県子どもと親のサポートセンター

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>○教育相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 子供（小・中・高校生など）、保護者、教職員に対し、電話相談、来所相談、Eメール、FAXより支援、援助を行ってきた。教育相談の総合窓口として、必要に応じ学校や関係機関と連携し、予防及び早期発見につながるよう、適切な対応を行っている。 <p>○24時間子供SOSダイヤル</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒、保護者や教職員に対し、学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等について、休日、夜間を含めた24の電話相談を実施している。平日8時30分から17時15分までは当センターで実施しているため、その他の時間帯は外部委託している。 <p>○支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 所員が学校に訪問し、事例検討会等を行い、教職員の資質力量の向上を図った。教育相談ネットワーク連絡協議
--

<p>会では、事例検討会等を通して地域における効果的な関係機関の連携強化を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもと親のサポートセンターにおいて、不登校の子どもに対して、異年齢によるグループ活動により社会性を高める「サポート広場」などを実施し、学校復帰に向けた支援をするとともに、保護者に対しては、発達に即した子どもの理解を深め効果的な支援の在り方を考える懇談会やセミナーを開催している。 <p>○研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒指導リーダー育成研修、教育相談実践研修、教育相談コーディネーター養成研修、教育相談課題別研修において、いじめ問題をテーマに具体的な講義・演習・事例検討などの研修を実施している。 児童生徒課と協同して、いじめ防止対策研修会及び児童生徒の自殺予防対策研修会を実施している。
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度のいじめを主訴とする相談件数は、Eメール相談で減少したものの、来所相談、電話相談は増加している。特に電話相談については、県民、保護者、教職員（学校）に対して、「子サポ・フリーダイヤル」「24時間子供SOSダイヤル」が周知されてきたと考えられる。今後もいじめで悩みを抱える県民に対しての心理的サポートを親身になって行っていく必要がある。また、いじめを主訴とする相談について、学校・関係機関とのよりよい連携について今後も検討が必要である。 「学校支援事業」においては、教職員の資質力量の向上に努め、効果を上げている。相談内容として、福祉的な対応や特別支援を必要とする事例が増加している。 子どもと親のサポートセンターで開催する事業は参加者から良い評価を得ている。しかし遠方の子どもや保護者は参加しにくいとの声がある。 いじめが起こってから事後対応を学ぶだけでなく、いじめを未然に防ぐことに重きを置いた研修内容やいじめ防止対策推進法を生かす教育相談体制づくりについての研修を実施した。
<p>③御意見・御提案等</p> <ul style="list-style-type: none"> 教職員（学校）を通じて児童生徒、保護者への教育相談事業内容の周知のため、教職員対象の教育相談研修等の際に丁寧な広報活動を行う。 「いじめ」が認められる主訴の相談に対しては、保護者からの話を丁寧に聞き取り、速やかに学校等関係機関との連携が取れるように担当相談員と所員との報告・連絡・相談体制を確認・強化していく。関係機関との連携をより推進していく。 問題解決型の研修内容から、開発・予防的な視点での研修を増やし、担当者と講師の打ち合わせを綿密にしながら受講者のニーズにあった研修を企画、運営する。

1.5 千葉県中央児童相談所

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者や児童の来所相談を行っている。必要に応じ学校等の関係機関と連携して対応している。 千葉県児童相談所では子ども家庭110番事業を実施し、24時間365日体制で児童虐待をはじめとする電話相談に対応している（夜間・休日は虐待相談のみ）。
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関の連携が重要である。
<p>③御意見・御提案等</p>

1.6・1.7 千葉県警察本部生活安全部少年課・同課少年センター

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ヤング・テレホン 本部少年センター内にフリーダイヤル回線による相談窓口（ヤング・テレホン）を設置し、主に非行問題や犯罪被害等の悩み・問題を抱える少年のほか保護者からの電話相談を受理し、適切な助言・指導を行っている。 スクール・サポーター制度

<p>スクール・サポーターは、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒を対象とした非行防止や立ち直り支援、学校における児童生徒の安全の確保」などを目的とし、主として、非行問題等を抱える学校からの要請に基づいて派遣し、「教職員に対する生徒指導や健全育成に係る助言」、「学校が実施する学校内外のパトロール活動への支援」など、学校への支援活動を行っている。</p> <p>・非行防止教室</p> <p>非行防止教室は、児童生徒の規範意識の向上や犯罪被害等の未然防止を目的として、小・中・高校生等を対象に学校関係者の理解と協力を得て、少年補導専門員などの警察職員を派遣し、教材を使用して開催している教室であり、児童生徒の規範意識のより一層の醸成を図っている。</p>
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <p>・学校におけるいじめ問題については教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも行為が犯罪等に該当する場合には、被害児童等や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえながら、必要な対応を図っている。</p> <p>・しかしながら、少年の生命、身体又は財産に重大な被害が生じている場合は、捜査等を推進し、検挙、補導等の措置を積極的に講じていく必要がある。</p>
<p>③御意見・御提案等</p> <p>・いじめ防止に向けた広報啓発や学校からの要請に基づきスクール・サポーターを派遣するなど、いじめ問題に取り組んでいる関係機関への支援を引き続き行っていきたい。</p>

1.8 千葉県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>○ネット安全教室の実施</p> <p>・いじめ問題を始めたインターネット・トラブルの現状や問題点、対処法などについて理解させ、ネットリテラシーの向上を図ることを目的とし、児童生徒（小中高）、学生、教職員及び保護者を対象としたネット安全教室を実施した。</p> <p>（令和元年中は、小学生466回、中学生200回、高校生62回、大学生22回、教職員等84回、保護者290回）</p>
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <p>○成果</p> <p>・令和元年中、県下全域でネット安全教室を開催し、実際にあったトラブル事例や対応策について、実態に即した分かりやすい解説を行うなど、児童生徒、保護者、教職員等に対し、インターネット上のトラブルを回避するための知識を幅広く周知することができた。</p> <p>○課題</p> <p>・児童生徒は、SNSの利用方法等についてある程度の知識を持っているが、危険性の認識、トラブル防止という意識が大きく欠けている。一方で、指導すべき立場の保護者、教職員については、SNSの仕組みやトラブルの実態を十分理解できていないという課題が認められる。</p>
<p>③御意見・御提案等</p> <p>・SNS等の普及により、いじめの潜在化・悪質化が懸念される場所であるが、サイバー空間の安全・安心を確保する部署として、ネット安全教室等を通じた効果的な広報啓発活動を積極的に推進するとともに、今後もいじめ問題に的確に対応していくため、関係機関・団体との情報共有を密にしていきたい。</p>

1.9 千葉市教育委員会

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>(1) 千葉市生徒指導調査委員会の設置</p> <p>教職員の資質や力量向上のため、研修体制の充実及び啓発・指導資料の作成を行っている。</p> <p>(2) 生徒指導特別対策委員会の設置</p>

生徒指導上の諸問題について各課、各所、各センター間で情報交換を行い、その対策について協議する。年間9回開催。

(3) 千葉県教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会の設置

いじめの防止等のための対策を行うこと、いじめ等による重大事態における事実関係を明確にし、当該重大事態への対処及び同種の事態の発生の再発防止を図ることを目的として設置している。定例としては年3回開催。

(4) いじめ問題対策連絡会の設置

学校関係者、警察関係者、関係各課等が、いじめ問題への対策等について情報交換をし、共通理解を図るとともに、連携を図ることを目的として設置している。年間3回開催。

(5) 教育相談ダイヤル24の実施

いじめ問題等に悩む児童生徒や保護者等がいつでも相談できるように、夜間・休日を含めた24時間の電話相談窓口を開設している。

(6) 長期欠席対策担当教育相談員（長欠相談員）による学校訪問の実施

各学校の長期欠席児童生徒の状況を調査し、必要に応じて相談を受けたり、学校訪問を通して対応についての指導、援助を直接行ったりしている。

(7) スクールカウンセラーの配置と体制の強化

全小中高特別支援学校にSCを配置し、児童生徒や保護者等の相談にあたる。また、2区に1人の割合で3名のスーパーバイザーを配置し、緊急時対応及びSCからの相談対応を行っている。

(8) スクールソーシャルワーカーの配置と体制の強化

今年度2名増員し、計10名を教育支援課に2名、教育センターと養護教育センター、6校の中学校に1名ずつ配置し、教育委員会が把握しているケースや学校から相談されたケースに対応している。

(9) 統括スーパーバイザーの配置

平成28年度から統括スーパーバイザーを教育支援課に1名配置し、SC・SSWの連携を促進し、教育相談体制の充実を図っている。

(10) いじめ防止に係る対策

「千葉県いじめ防止基本方針」「いじめ対応マニュアル」「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」をホームページに掲載し、各学校のいじめ対応への参考にしてもらうとともに、保護者・地域との連携推進に役立っている。

(11) LINEアプリを利用した教育相談窓口の開設

今年度は名称を「千葉県SNS相談」と改め、休校期間である4月下旬から相談窓口を開設した。開設時および夏季休業明け前後には毎日相談を受け付ける。それ以外の期間は週2日の開設となる。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・国の基本方針の改定に伴い、平成30年3月に「千葉県いじめ防止基本方針」の改定を行った。
- ・「千葉県いじめ防止基本方針」の改定に伴い、「いじめ対応マニュアル」及び「学校いじめ基本方針策定の手引き」も併せて改定を行った。
- ・また、これらをホームページ等により、保護者や市民に公開しているが、いじめ防止等に関する理解の促進をより図る必要がある。
- ・学校におけるいじめの未然防止、組織的な対応、早期解決を促進するため、各学校の要請により、いじめ対応に関する要請訪問を行っている。いじめの定義や認知の正しい理解、適切な対応方法などを、多くの教職員に理解してもらえる機会を増やしていきたい。
- ・不登校対策は本市の喫緊の課題の一つである。会計年度任用職員である長欠相談員が計画訪問のうちに各校の不登校対策に助言をするほか、各校の長欠報告を精査し、適宜助言をしていく。
- ・SCやSSWの増員、教育相談ダイヤル24や千葉県SNS相談の開設など、児童生徒や保護者がいつでも相談できる体制づくり、幅広い相談窓口の構築にさらに努め、相談体制の更なる充実を図りたい。

③御意見・御提案等

20 千葉少年鑑別所

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<p>○学校等に対する講演、法教育活動</p> <p>○問題行動の背景因としていじめが認められる少年に対する相談活動</p> <p>○いじめ被害を受けた少年に対する心理的ケア</p>
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・各種関係機関等から依頼を受けて実施している講演や法教育において、いじめが加害者・被害者双方にどのような結果をもたらすのか、また、いじめ行為がどういった非行や犯罪に該当しうるのかといったことを説明するなどして、いじめ防止の啓発を行っている。 ・いじめ問題そのもので当所に相談に訪れる者は少ないものの、逸脱行動や学校不適應の裏にいじめ被害が潜んでいる場合が少なくなく、そうしたことを丁寧にアセスメントし、必要に応じた支援を行っている。 ・いじめ被害者（場合によっては加害者も）の支援については学校との連携が不可欠であり、円滑な連携や情報の共有のための関係作りが今後の課題である。
③御意見・御提案等
<p>・当所に相談に訪れる者の中でいじめ被害・加害が認められたケースについては、学校を始めとする教育機関と積極的に連携を図っていきたくと考えている。その場合、本人や保護者の同意が前提とはなるが、学校での適応状況等についての情報を提供してもらえるとより詳細なアセスメントを行うことが可能になり、さらに、それを学校にフィードバックすることで効果的な処遇にもつながると考える。</p>

21 千葉地方法務局

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<p>○啓発活動を通して、未然防止、早期発見の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの人権を守ろう」をテーマに、各種啓発活動に取り組む。 ・いじめの根底には、人権意識の希薄さがあることから、子どもたちに人権尊重について理解させる。 <p>○担当する主な関係事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの人権110番」 全国共通のフリーダイヤルによる専用相談電話を設置し、人権擁護委員とともに相談に応じる。 ・子どもの人権SOSミニレター 全国の小中学校の児童生徒に「子どもの人権SOSミニレター」を配付し、子どもの悩みに対して人権擁護委員とともに返信する。 ・「人権教室」の実施 主に、小中学校を訪問し、人権擁護委員が講師となって授業を行い、児童生徒に対して人権尊重の意識を理解させる。 ・全国中学生人権作文コンテスト 中学生が人権をテーマとした作文を書くことにより、人権尊重の重要性を理解してもらう。 ・子どもの人権ポスター原画コンテスト 小中学生が、人権ポスターを描くことにより、人権尊重の重要性を理解してもらう。 ・相談等を通じて、子どもの人権が侵害されている疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じる。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・人権教室をはじめとした各種啓発活動を行うことにより、子どもたちに人権尊重の重要性、必要性を理解してもらうことができたと考えている。 ・電話・手紙等での相談対応により、悩みごと解決の一助になることができた。 ・中学生人権作文コンテストの入賞作品を人権教室で活用することにより、人権尊重について理解を深めることができた。

③御意見・御提案等

2.2 千葉保護観察所

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
・“いじめ”に特化した取組は実施していない。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
③御意見・御提案等

2.3 千葉県都市教育長協議会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<p>○未然防止に向けた心の教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・君津市中学校合同生徒会による「いじめ防止フォーラム～いじめをなくすために私たちができること～」の実施 (中学校10校による思いやり活動実践報告会、いじめ防止についての中学生意見交換会等の実施) ・道徳教育推進教師研修会の実施 ・道徳教育研修会の実施 ・各学校にて道徳の授業公開の実施 <p>○担当する主な関係事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談体制の充実 SNSを活用したいじめ相談窓口「Stop it」の開設(中学生対象) スクールソーシャルワーカーを市で雇用 スクールカウンセラー 小学校5校、中学校7校配置 ・生徒指導・長欠対策全体協議会の実施 <p>○関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市子ども家庭相談室との連携 ・県教育委員会との連携
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・本市いじめ防止対策推進条例にて、市民総がかりでいじめ問題を克服することが示されており、中学校生徒会代表や市民の参加のもと、いじめをなくしていくために有意義な話し合いができた。 ・中学校合同生徒会での取組を同じ中学校区の小学校へも紹介していくなどして、いじめ防止に向けての意識を高めていく必要がある。 ・いじめ防止に向けてたくさんの意見が出たので、これを学校にいる仲間に伝えていくよう適切に指導・助言しなければならぬ。 ・道徳の授業公開をとおして、保護者や地域に対していじめは許されないということを共有するとともに、学校ホームページをとおして学校での取組について周知をしていく必要がある。
③御意見・御提案等
<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の授業をとおして、児童生徒の思いやりの心を育むことができるように、教職員研修の充実を図り、効果的な指導が行えるようにしていきたい。 ・児童生徒の不安や悩みが相談できるように、関係機関との連携や情報共有を図っていきたい。 ・いじめ防止に対する取り組みについて、今後も保護者や市民にホームページなどをとおして積極的に情報発信して理解を深めていきたい。

2.4 千葉県町村教育長協議会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○いじめ防止や相談体制の充実 ⇒千葉県教育予算及び人事に関する要望書について (内容) スクールカウンセラー等の配置、更なる拡充 ①相談内容が複雑かつ多岐に渡っているため、配置時間の拡大を要望 ②全小学校への配置及び各市町村専任1名派遣を要望 ③スクールソーシャルワーカーの増員と配置時間の拡大を要望
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
○スクールカウンセラー配置時間等が年々増加していることから、今後も、協議会全体で連携し、拡大の要望を続けていく。 ○各町村のいじめ防止に係る取組や個事案等の情報交換を継続的に行っていく。
③御意見・御提案等

2.5 千葉県小学校長会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○本会の活動重点として、いじめ防止を含む、生徒指導の問題への対応を掲げ、各学校での取組教科の啓発を行っている。 ○小学校長会主催の研究協議会を毎年開催し、分科会として、人権教育の推進、道徳教育の推進、いじめ不登校への対応を位置づけ、提案をもとに協議している。 ○各学校では、「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行い、各学校のホームページに掲載し周知を図っている。 ○各市町村教育委員会との連絡協議会等において、各地区校長から情報交換を行っている。 ○本会理事会において、いじめ防止月間、虐待防止月間、人権月間等の時期を周知している。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・教員の授業力の向上のため、校長の授業観察や人事評価面接等の機会を活用し指導・助言を今後も行っていく。 ・各学校において、「学校いじめ防止基本方針」の見直しにより、いじめ防止への意識の高まりが見られる。 ・認知件数は多いが、適切な対応により、重大な事案に発展することがないよう、校長の適切な対応を今後も図っていく。 ・校長同士の情報交換等により、自校での対応に役立っている。
③御意見・御提案等
○子どもと向き合う時間の確保のため、学校への文書や調査等の見直しを行っていただきたい。 ○今後もSSW・SCの増員を図っていただきたい。

2.6 千葉県中学校長会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○学校いじめ防止基本方針等の見直し、修正、改善 ・PDCAサイクルで不断の検証をする。 ・ホームページ上で公開し、周知を図る。
○予防の観点
・命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性を育むとともに、道徳教科化を念頭に、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。 ・集団の自助力を高める。より良い集団作りを行う。 「いじめ防止」に関する生徒会活動を支援する。

- ・「SOS出し方教育」や「スクールロイヤー」の講演会などを活用し、自己を守る教育を推進する。
- ・「豊かな人間関係づくりプログラム」を実施し、対人関係構築のための具体的なスキルを高める。

○早期発見のために

- ・担任からの気づき（いじめなどに対する兆候）を大切にし、日々の健康観察や生活記録ノートなどから生徒の様子を把握する。
- ・各種調査（Q-U調査、いじめ実態把握アンケート、生活アンケート等）から得た情報を校内で共有し複数の教員が目で見守りを観察する。
- ・教育相談週間（年間3回程度）や生徒指導部会（週1程度）を位置づける。

○早期対応のために

- ・生徒指導委員会や教育相談委員会などを充実・活性化する。
- ・担任一人に抱え込まず、学校全体で取り組む組織化を図る。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭との連携を迅速にし、きめ細かな対応をする。
- ・学校いじめ防止基本方針等に沿った対応を図る。

○他との連携

- ・家庭や地域（PTA等の組織や育成委員会、自治会、民生児童委員会、1000か所ミニ集会、市町村関係機関等）との連携を図る。
- ・保護者からの相談等の対応や外部機関等につなげる時は、迅速・丁寧に行う。
- ・小中高の連携を図り、いじめに関する児童・生徒の情報交換や防止・対策を練る。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用の充実を図る。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・学校いじめ防止基本方針や防止対策のための指導体制等が整備され、いじめの防止・認知に関する職員の意識の高揚が図られている。
- ・SNS等を使ったいじめ対策については、専門機関と連携を図りながら、保護者・生徒への対応策を講じていきたい。
- ・スマートフォン等の所持・使用については、保護者の責任・役割を明確化した上で保護者・学校の連携を図っていきたい。また、小中連携を深め、共通認識のもと、同一歩調で児童生徒への指導を進めていきたい。
- ・外部機関（サポートセンター、警察本部少年センター、児童相談所、市町村関係機関）等との連絡会で情報交換が密にされ、問題などについての解決策が講じられている。

③御意見・御提案等

- ・学校と関係機関との連携が密になり、組織対応が十分に図られている。この組織的、継続的な取組を大切にしていきたい。
- ・学校いじめ防止基本方針等については、PDCAサイクルで検証し、より実効性のあるものへと修正を図りたい。
- ・生徒の生命の尊厳や生活の安心・安全を守るために最大限の努力をしなければならないことを再確認するとともに、危機管理意識を高めていきたい。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員を要望する。

2.7 千葉県高等学校長協会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

千葉県高等学校長協会

(1) 生徒指導委員会

①未然防止に向けた各校の取組の紹介と支援取組の実施例

○生徒へのアンケート調査

生徒の状況を把握

- ・年2回前期後期で実施　・学期1回年3回実施　・年5回実施（必要に応じて追加実施もある）
- ・いじめ以外に教育相談のアンケートを実施
- ・「学校生活アンケート」という名称でいじめに限らず実施

○生徒面談・・・面談週間等で生徒及び保護者からの情報収集

- ・年1回から複数回

○新入生に対し、学年集会で校長・生徒指導主事等より「いじめは絶対に許さない」ことの周知。生徒向け「ネットモラル」研修会・講話等の実施

○人権・SNS・デートDV等の内容での講話・職員研修　年1～2回開催

○いじめに関するLHRの実施　年1～2回開催

○職員の生徒観察により早期発見と情報共有に努め未然防止を行う。

②委員会における研修及び研究活動

令和元年度全国高等学校長協会生徒指導研究協議会及び全国普通科高等学校長会総会等での発表

担当県として「時代の変化に対応した生徒指導の在り方」をテーマとした全国アンケートによる調査研究を実施。

特に、「SNS・Net上の課題」「いじめ」「不登校」をとりあげた。

③校長協会他関係団体との連携

(2) 人権教育特別委員会

「学校における特別に配慮を要する諸課題への対応について」をテーマとした委員会、講話等の実施。

千葉県高等学校教頭・副校長協会

(1) 生徒指導部会

いじめ防止も含めた道徳教育の推進や令和元年度全国の研究協議会における研究発表等の実施

テーマ 「高校生の豊かな心の育成に係るLHRの取組」

千葉県高等学校教育研究会

(1) 生徒指導部会

①各地区における、中・高生徒指導連絡協議会で情報交換の時間を設けている。

②各地区における、地区生徒指導連絡協議会で情報交換の時間を設けている。

③生徒指導部会理事会において、協議や情報交換を実施している。

④生徒指導部会総会並びに研究協議会において、担当課指導主事による講話を行っている。

(2) 人権・同和教育部会

①偏見や差別に係る人権問題のすべてがいじめにつながると考え、それぞれの課題に教育的に取り組んでいる。

②春季研究協議会、理事役員研修会、秋季研究協議会での研修・講演並びに機関紙「かがり火」をとおしての研究活動等を行っている。

(3) 教育相談部会

①『いじめ予防と取り組む ～精神保健の視点から～』（2015年6月）を部会事業委員会で作成し、各高校に配付した。

②部会の総会・理事研修会・夏季研修会・教育相談専門講座等の研修の機会に、いじめに関する研修を必ず実施するようにしている。

(4) 養護部会

いじめの問題自体を扱うことはしていないが、いじめにつながるような問題を研修会で取り上げることがある。

(5) 情報教育部会

総会や研究協議会で、情報セキュリティや情報モラル等、今日的な課題についての研修を実施している。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

千葉県高等学校長協会

(1) 生徒指導委員会

・成果

いじめを把握するために殆どの学校が「アンケート調査」や「個別面談」を活用し、早い段階でいじめを把握・認知して対応している。研修等により、様々な事例の理解と対応を深めることができた。

・課題

- ①外部機関との連携と被害・加害双方の保護者対応の難しさが課題である。
- ②各校のみならず、地区・全県での情報共有、共通理解が必要である。

(2) 人権教育特別委員会

・成果

「千葉県いじめ防止対策推進条例」を受け、各校で「いじめ防止対策委員会」が設置され、より組織的に対応できるようになった。

・課題

性的マイノリティなど新たな人権上の課題も散見しているため、これらの視点も持った取組が必要である。S・SWのより効果的な活用について学ぶ機会をつくっていきたい。

千葉県高等学校教頭・副校長協会

・成果

情報の共有化により、適切な対応方法を研修することができた。

・課題

様々な事例研究等、一層の研修を深め、職員の意識向上を図りたい。

千葉県高等学校教育研究会

(1) 生徒指導部会

・成果

各情報交換会により、対策や問題点等について、情報共有や対応が一定程度できている。

・課題

ネット上等でのいじめ対策が、更に必要である。

(2) 人権・同和教育部会

・成果

条例の制定以前から、人権問題として「いじめ」を取り上げ、研修を行ったり、LHR用の研修資料を活用しての人権教育を推進している。

・課題

更に手厚い取組のための時間の確保が難しい。

(3) 教育相談部会

・成果

いじめの保護因子とリスク因子を特定し、保護因子の強化、リスク因子の軽減を中心とした包括的な対応を提唱している。

・課題

学校保健委員会を更に活性化させる必要がある。

(4) 養護部会

・成果

SNSのよるいじめ、発達障害や自閉症がいじめの原因となること等についての理解が深まった。

・課題

たとえば、LGBTのような、今日的な課題に対する研修の機会を更に設ける必要がある。

(5) 情報教育部会

<ul style="list-style-type: none"> ・成果 最新の情報を知る機会を設けたことにより、教科「情報」の担当者間で、情報の共有を図っている。 ・課題 情報を専門とする教員が少ないことや、教科としての独立性が低いことにより、研修の成果が学校内で広がりにくいところがある。
<p>③御意見・御提案等</p> <p>千葉県高等学校長協会</p> <p>(1) 生徒指導委員会</p> <p>①いじめ防止基本方針等、基本的な対応は各学校で整っているといえる。しかし、特別支援教育、問題行動、学習支援等、様々な視点から更に事例を研究する必要があると思われる。</p> <p>②スマホ、SNS等に関する保護者対象の研修会への参加者を増やす等して、研修会をより充実させることが必要である。</p> <p>(2) 人権教育特別委員会</p> <p>いじめ問題は、生徒の人権上の重大な問題であるので、教職員の人権感覚や人権意識を磨いていくことが、いじめの早期発見や予防に大きく寄与するものと考えます。</p> <p>千葉県高等学校教頭・副校長協会</p> <p>(1) 生徒指導部会</p> <p>今後、いじめというテーマで研究を行う学校が出てくるよう積極的に働きかけを行いたい。</p> <p>千葉県高等学校教育研究会</p> <p>(1) 生徒指導部会</p> <p>多様化するいじめ問題に対して、職員の緊密な意思統一と一貫性のある対策並びに迅速な対応に努めたい。</p> <p>(2) 人権・同和教育部会</p> <p>人権問題のすべてが「いじめ」に関わっていると考え、思い込みや偏見、人を傷つけること、命の重さを職員の研修をとおして授業等に生かし、学校教育としての責任を果たさねばならない。</p> <p>(3) 教育相談部会</p> <p>義務制の千教研教育相談部や日本学校教育相談学会千葉県支部、日本学校心理士会千葉支部等の諸団体と連携し、いじめ等に対応するための研修や書籍の発行の充実を図っている。</p> <p>(4) 養護部会</p> <p>いじめ問題に関して、いわゆる生徒指導的な観点とは違った観点で実施した研修を重ねたことにより、養護教諭の存在はより重要になったと思われる。</p> <p>(5) 情報教育部会</p> <p>新学習指導要領を踏まえ、たとえば家庭科と同様に、各校に1名以上、情報教育専門の教員を配置してほしい。</p>

28 千葉県特別支援学校長会

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟各校の状況に合わせてだが、多くの学校で年間複数回学校生活アンケート等を実施し、児童生徒の状況を把握するようにしている。 ・児童生徒課、特別支援教育課等関係課との連携のもと、各校でいじめ防止基本方針等について毎年見直しをしている。
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの実施は一定の抑止力を発揮していると考えます。 ・児童生徒の実態の幅が広いので、子どもたちの思いを的確に受け止めるため丁寧な対応が必要。
<p>③御意見・御提案等</p>

・引き続き関係諸団体と連携していく必要がある。

2.9 千葉県私立小学校協会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

・千葉県私立小学校協会に加盟する総ての私立小学校は、それぞれ「いじめ防止基本方針」を明示し学校全体でいじめ事案に対処する体制を整えている。また、協会としても校長会議での情報交換の中で、いじめに関する事例の報告やその対処が話題になり、また当協会主催の教員研修会の分科会でいじめが取り扱っている。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

・上記の現状につき、特別に私立小学校協会としての成果や課題として挙げるべきものは無い。

③御意見・御提案等

・当協会は県内の私立小学校10校の加盟する小規模な団体である。
年3回学期ごとに校長会議を開催し情報交換を行い、また毎年加盟校輪番で会場校となり、原則加盟校教員全員参加での研修会を行っている。

3.0 千葉県私立中高等学校協会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

・理事長・校長会議
・初任者教員研修会
・私立学校養護教諭研修会
・千葉県私立小・中・高等学校保護者会連合会総会
など、機会ある毎に、事例発表や基本方針やいじめの防止、早期発見、早期対応等について情報を提供し情報共有を行っている。
・各総会や研修会においてはインターネット利用によるいじめ等について講演もいただいたりし対策を行っている。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

・私立学校では創立者の建学の精神の具現化に努め設置者である各学校法人が教育の質の向上と創意工夫に責任を持って取り組んでいる。いじめの防止は最重要課題である。生徒指導がきちんと行われているか否かは外部評価・評判に繋がる。協会としては今後とも適切な対応が行われるよう情報提供・情報共有に努め私立学校の質の向上に繋げたい。

③御意見・御提案等

・教員としての果たすべき役割は変わるわけではないが、私立学校と公立学校との間の大きな違いがあり、教職員の責任と損害賠償責任の状況であると思う。私学の教員は、何かリスク、重大事態があった場合、損害賠償請求の矢面に教員が立つことになり、また、学校法人が責任を負うことも含まれている。このようなことがあった場合、その学校の生徒募集の状況に反映し、学校の存続をも心配させるリスクの高い状況になるので、各校とも誠心誠意、創意工夫し対処している。スクールカウンセラーはすべての学校に配置されているわけではないので、県や教育委員会は配置に係る補助金の拡充やカウンセラー人材確保紹介や研修の機会について私立学校に道を開いていただきたい。私立学校一法人ではかなわない部分があるのでよろしくお願いしたい。

3.1 千葉県養護教諭会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

・今年度、会員の資質向上のための研修会の開催については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となったが、各関係機関からいただいた情報を本会のホームページに掲載したり、各地区の理事・委員を通じ、会員へ知らせるなど、いじめに対する意識向上に努めている。
・会員それぞれの取組として、健康相談という形で、個々の児童生徒の抱える悩みについての相談を受け、対応

<p>にあたっている。特に、定期的に各学校で行っている「いじめ等に関するアンケート」であがってきた問題については、関係職員と共に早期に具体的な対応策を整え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭との連携にもつなげている。今年度は、特に休校明けの児童生徒へのアンケートを実施している会員も多く、実態の把握に努めている</p>
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会が開催できなかったことは、残念ではあるが、来年度の開催に向けて、準備を進めていきたい。またこのような状況下ではホームページを有効に活用できるよう会員に周知するとともにホームページを充実させていきたいと考える。 ・養護教諭に相談を求める生徒は、小・中・高校とも少なくなく、保健室における健康相談(教育相談)からの情報発信は、重要な位置を占めていることが多い。本会としては、養護教諭自身のカウンセリングの力量を高めるとともに、児童生徒にとっても職員にとっても開かれた保健室となるような経営を個々の養護教諭が常に意識していけるような研修を企画していきたい。
<p>③御意見・御提案等</p>

3.2 千葉県PTA連絡協議会

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内各地域において、家庭教育学級内の講座、地域単位での研究会などで情報の把握、いじめの起因となるものをPTAとして情報の把握をしている。特に、最近多くなってきているインターネット、SNS等におけるいじめについて着目し、学びと実践ができるよう取り組んでいる。 ・各郡市の取組状況を理事会等で報告し情報交換を行っている。
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校におけるいじめ対策、アンケートなどを受け、各家庭でもどのように対応できるか、またSNSなどの大人の手の届かない中でのいじめをいかに未然に防ぐかが今後の課題と思われる。 ・さらに勉強会などを通して理解を深めるかが今後のいじめの減少につながっていくと思われる。 ・各家庭における子供との関わり方などについても大切な課題と思われる。
<p>③御意見・御提案等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校、地域と連携し、子供と関わって行くことを今後も継続していきたい。そのために、教育委員会や学校も、是非、千葉県PTA連絡協議会、各郡市PTA連絡協議会、単位PTAを活用していただき、連携できる体制を構築していくことを要望したい。

3.3 千葉県高等学校PTA連合会

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県PTA連合会は、高校生の健全育成を目途としていることから、全国大会、関東大会、定期総会、各地区における研究集会等様々な機を捉えて分科会、講演会等で「いじめ」防止を啓蒙している。
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭においても、県や学校、社会の取り組みに理解を示すとともに、家庭や地域における防止策に関心を高めることができた。 ・「学校いじめ防止基本方針」への理解を深めることができた。 ・「いじめ」の実態を知ることができた。 ・家庭教育の充実を図ることができた。
<p>③御意見・御提案等</p>

3.4 千葉県特別支援学校PTA連合会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<p>千葉県特別支援学校PTA連合会は、42校（県立・市立・国立含む）の特別支援学校PTA組織の連合会です。本連合会の事業において、直接いじめ問題に対する取組は、行っておりません。</p> <p>本連合会は、幼児児童生徒の生涯を通じた支援を確かなものにするため、諸条件改善及び関係機関との連携強化のための事業、研修、理解啓発活動を行っております。</p>
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
<p>障害種を越えて交流を深めることで、障害児・者に関する情報の集約と提供に努めております。</p> <p>関係機関の皆様を交えて、定期総会や研究大会を通しての特別支援教育に係る理解啓発活動を行っております。</p>
③御意見・御提案等
<p>いじめ被害にあったとしても、なかなか人に伝えることが難しい幼児児童生徒もおり、各学校で「いじめ防止基本方針」が示されたことは幼児児童生徒の人権を守る上でとてもありがたいことです。</p> <p>障害があってもなくても、一人一人がそれぞれの目標に向かい、日々生き生きと過ごすことができる社会になってほしいです。障害のある人を知ることにより、自己理解・他者理解が深まり、共に生きる社会の中で、声をかけること、手を差し伸べること、一緒に歩むことができるようになると思います。</p> <p>全ての幼児児童生徒が学校生活や家庭生活における様々な経験を通して視野を広げ、多くの人を知ること、自分とは違う価値観を認められるようになれば、いじめ問題も少なくなるのではないのでしょうか。</p>

3.5 千葉県公認心理師協会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<p>○いじめ問題への対応に関する研修・勉強会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中高等学校・特別支援学校などの教職員を対象とした校内研修の講師 ・当会主催の研修セミナーにおける、いじめ問題への対応に関する研修やいじめ調査委員会等に関する勉強会 <p>○いじめ問題の第三者委員会等の推薦</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事態が発生した際の第三者委員会（いじめ調査委員会等）の委員を会員から推薦 ・いじめ等調査委員をバックアップする体制構築のために、調査委員の役割や留意点についての勉強会の開催（予定） ・市町村のいじめ問題対策連絡協議会等に参加 <p>○当会会員のうち、スクールカウンセラーとして教育現場に勤務する者は、各学校等の状況に応じて、以下の活動を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中高等学校・特別支援学校における初期対応及びいじめ予防教育 ・いじめの早期発見・早期対応のためのアンケート調査や児童生徒の面接 ・被害児童生徒のカウンセリング、加害生徒の背景理解と対応 ・教職員へのコンサルテーション ・保護者面接（家族関係の調節） ・児童生徒への予防プログラムとしての心理教育 <p>○「千葉スクールカウンセラー研修会」との連携</p>
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の個別面接を通じて、いじめの早期発見・早期対応に努めた。また、児童生徒の対人関係の成長を促すよう、今後も学校教職員や保護者と協力して取り組んでいかなければならない。 ・いじめを認定した後、保護者の心配・要望や児童生徒自身がどうしたいか、児童生徒の希望を聞くことを大切にしている。 ・当会に対していじめの重大事態が発生した際の第三者委員会の委員推薦依頼が増えている。学校・教育領域を専門にしている臨床心理士や公認心理師でもいじめ問題に対処できるよう、今後も研修や勉強会を継続していく必要がある。また、市町村教育委員会と連携し、委員推薦を適切かつ迅速に行うためのシステムを構築していくこ

とが課題である。
③御意見・御提案等
<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒のいじめ問題には継続して関わる時間が必要であるが、校内でスクールカウンセラーが関わるには、週1日6時間では、限界がある。限られた時間を有効に活用するためにも、教職員や教育委員会とのより一層の連携を心がけたい。 ・スクールカウンセラーが支援チームの一員として、「学校いじめ対策委員会」等に参加をして、教職員と情報収集・情報共有を行っていきたい。 ・いじめの予防として、ストレス・マネジメントや感情のコントロール、アサーション・トレーニング等の自己調整・自己表現方法を身につけるような心理教育を実施し、いじめ問題の対応のみならず、予防教育を充実させていく必要がある。

3.6 国立学校法人千葉大学教育学部

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<p>○大学と附属学校が連携したいじめ防止体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部有識者を含めた千葉大学いじめ防止対応委員会を設置し、各附属学校におけるいじめ対応について協議し、各附属学校における対応に活かしている。 <p>○いじめ問題に取り組む関係者のネットワーク構築への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉大学教育学部の卒業生であるストップイットジャパン代表取締役が発起人となって令和2年2月に発足した「いじめ構造変革プラットフォーム」に教育学部の教員がアドバイザーとして協力し、いじめ問題に取り組む関係者のネットワーク構築への貢献を進めている。 <p>○茨城県取手市の再発防止策への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学生自死事案を受けた取手市教育委員会の再発防止策策定にあたり、附属中学校の教育相談体制に関して取手市教育委員会教育長ほかの視察を受け入れ、再発防止策策定に協力した。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・附属学校におけるいじめ問題への対応については、他の学校のモデルとなることができるよう大学と各学校が連携して取組を進めるよう努めている。 ・一部の事例において学校の対応に改善を要する部分が残っており、具体的な改善策を検討している。 ・教育学部の教員が地域のいじめ関係の会議の委員等を務める形で協力するようにしているが、教育委員会に法令違反等の問題が生じており、協力が困難になる事態が生じている。
③御意見・御提案等
<ul style="list-style-type: none"> ・一部市町村教育委員会がいじめ問題への対応において法令違反等の不適切な対応を行っていることはこれまでも指摘した通りであるが、県教育庁からの指導があっても適切に改善されていない様子が見受けられる。いじめ問題への対応に関して、県教育庁が市町村教育委員会との間でこれまで以上に連絡を取り合い、不適切な対応が繰り返されない仕組みを構築していただきたい。

3.7 千葉大学子どものこころの発達教育研究センター

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<p>○未然防止に向けた小中学校での予防教育の取組</p> <p>a. 認知行動療法に基づく不安の予防教育プログラム「勇者の旅」の効果検証と社会実装</p> <p>目的：授業を通して不安感情に関する「自己理解」と「他者理解」を深め、各自が適切な不安対処スキルを身につけることで、不安の問題を未然防止し、からかいやいじめ等が生じにくい学級環境を形成する。</p> <p>具体的な取組：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもみんなプロジェクト」を通じて、県内外の教育委員会と連携（千葉県教育庁教育振興部児童生徒課 生徒指導・いじめ対策室 他） ・「勇者の旅」指導者養成研修会（6時間ワークショップ）の定期開催

<ul style="list-style-type: none"> ・県内外の小中学校における「勇者の旅」の授業実践
<p>b. 小学校高学年用のいじめ防止用教育ビデオの作成及びホームページ上での公開</p> <p>目的: いじめに関する正しい知識をもつことにより、実際の学校生活において適切な対処行動が取れるようになることを目指す。</p> <p>具体的な内容:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1章: いじめに関する基礎知識 (9分) ・第2章: いじめ被害にあった時の対処法 (3分) ・第3章: いじめを見た時の対処法 (9分)
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・a. 令和元年度も、千葉県内外の小中学校計40校にて「勇者の旅」の授業実践が担任教師や養護教諭によって行われた。中間解析の結果、今回もプログラムを実施した学級の児童生徒の不安スコアは、非実施学級の不安スコアに比べ有意に低減したことが確認されている。 ・a. 課題として、「10時間分の授業時間確保が難しい」という意見が、昨年度に引き続き挙げられた。 ・a. COVID-19感染拡大の影響下、今後は指導者養成研修会やプログラムを、オンラインで行う仕組みを早急につくる必要がある。 ・b. いじめ防止のための取組を検討している全国の小学校から、「いじめ防止教育にとっても良い内容の教材なので、是非使わせてほしい」という問い合わせが寄せられている。
<p>③御意見・御提案等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不安の予防教育プログラム「勇者の旅」は、いじめやその他、児童生徒のメンタルヘルスの問題を未然防止する上で有効であると考えられ、県内の多くの小中学校での授業実践が望まれる。県内外で普及が進みつつあることから、今後も、千葉県教育委員会や県内外の各小中学校、教育部等と連携しつつ、継続的な取組につなげていきたい。 ・いじめ防止用教育ビデオはセンターのHPで公開しており、誰でも自由に視聴が可能であるため、今後も周知を進め、学校現場での活用を促していきたい。

3.8 千葉県弁護士会

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>○弁護士会主催の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ予防出張授業」の実施 <p>弁護士が学校に出向き、過去に実際に発生したいじめ自殺事件を題材とした「いじめ予防出張授業」を実施。(実施校数)</p> <p>平成25年(実施初年度)は、中学校1校(4クラス)。</p> <p>平成26年は、小学校1校(3クラス)、中学校2校(11クラス)、高校1校(8クラス)。</p> <p>平成27年は、中学校5校(25クラス)、高校1校(8クラス)。</p> <p>平成28年は、中学校4校(20クラス)、高校1校(8クラス)。</p> <p>平成29年は、中学校5校(20クラス+全校)、高校2校(16クラス)。</p> <p>平成30年は、中学校6校(27クラス) 高校1校(8クラス)。</p> <p>平成31・令和1年は、小学校1校(6クラス)、中学校4校(19クラス)、高校1校(8クラス)。</p> <p>平成31・令和1年は、上記のほかにも小学校1校(3クラス)での実施を予定していたが、実施予定日が、新型コロナウイルス感染拡大防止の休校措置期間に入ってしまったため、中止となった。</p> <p>実施校は千葉市を中心に、そのほかの地域からの問合せにも応じている。</p> <p>他県での同様の取組についても情報を収集し、授業内容の向上に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの専門相談窓口」の設置 <p>非行・いじめ(少年問題法律相談)、虐待(子どもへの虐待相談)等の問題について、相談窓口を設置し(専用</p>
--

電話番号あり)、子どもの権利に詳しい弁護士が、無料の初回相談を実施している。社会的養護下の子どもや、少年院入院中の子どもからの相談窓口も可能で、子どもの意見表明権に対する支援を強力に行える制度となっている。

○関係機関との連携

・臨床心理士との勉強会の実施

スーパーバイザーを務める臨床心理士や児相との勉強会を定期的を実施。
いじめ予防出張授業の内容や少年事件問題について意見交換を行っている。

・行政機関設置のいじめ等調査委員会への参加

市や教育委員会等が設置するいじめ等調査委員会に、弁護士が委員として参加し、いじめ防止や適正な事実調査に向けて取り組んでいる。

・県教育庁「スクールロイヤー制度」への弁護士推薦

平成31・令和1年に、県教育庁が導入した「スクールロイヤー制度」にて、派遣される弁護士の推薦を行った。また、同制度において、いじめ予防を目的とした学校講演を、上述のとおりスクールロイヤーとして推薦された弁護士が、県内各地の学校で実施した。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

(いじめ予防出張授業に関して)

- ・授業で扱う題材が、実際に発生した深刻ないじめ事案や、憲法（人権）の話であることから、各弁護士は、身近な話題に置き換える等、授業内容を分かりやすく伝えるため、様々な工夫を行っている。いじめ予防出張授業を実施した学校からは再要望の声が多く、アンケート結果も教諭からはおおむね好評価を得ている。
- ・生徒や教員の方のアンケート結果に基づき、更なる授業内容の改善に向けて工夫を継続していくことが課題である。学校から要望が高かった双方向型授業については、平成29年より、ワークシートを導入することで実現させた。

(行政機関設置のいじめ等調査委員会への参加に関して)

- ・今後、委員への就任依頼件数が増加することが見込まれるが、委員の業務を担当できるある程度の専門性を備えた人材の確保・養成が課題である。

(県スクールロイヤー制度への弁護士推薦に関して)

- ・県教育庁「スクールロイヤー制度」が導入された。県教育庁の狙いは、弁護士が、いじめ問題対策の担い手となることにあったと思われるが、初年度である昨年は、その期待に、それなりに応えられたのではないかと考えている。相談利用校、学校講演実施校からも、一定の評価をいただけたとうかがっている。

③御意見・御提案等

- ・いじめ予防出張授業については、県内の学校と協力して、今後も、継続して実施していきたい。ウイルス感染拡大に関連する心ない差別、いじめも発生しているようであり、対策の必要性は高まっていると感じている。他方、ウイルス感染拡大防止の休校措置期間が長期化したため、学校のほうで、課外活動であるいじめ予防授業に割ける時間が激減しているのではないかと懸念もしている。
- ・臨床心理士や児相等の関係機関と良好な関係を構築できていることから、今後も、定期的かつ積極的に、勉強会や意見交換の場を作っていきたい。
- ・県の「いじめ防止基本方針」についても、弁護士の視点からの検討を行い、必要に応じて提案、連携をしていきたい。
- ・県教育庁「スクールロイヤー制度」については、実施初年度としてまずまずの滑り出しであったと考えている。今後も可能な限り協力させていただきたい。
なお、弁護士会、ことに子どもの権利委員会としては、スクールロイヤー制度が、学校現場の便宜を図る目的に留まらず、真に子どもの意見表明権を確保するものとして活用されることを熱望する。

39 千葉県行政書士会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
・千葉県行政書士会としては、取組を行ったりしておりません。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
③御意見・御提案等

40 千葉県医師会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
〇いじめを受けて、精神疾患を罹患した児童生徒の診療（各医療機関）。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
〇学校を通しての受診であれば、具体的ないじめの内容についても把握できるが、本人や保護者からの情報だけでは、内容が把握できない場合がある。
③御意見・御提案等
〇いじめを行った加害者も、精神的な問題を抱えていることが多い。加害者のケアも重要である。

41 千葉県社会福祉士会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
〇当会会員は、スクールソーシャルワーカーとして活動している。スクールソーシャルワーカーの活動では、学校・教育機関と連携して、児童生徒・家庭への支援を行っている。今年度は新型コロナウイルスの影響による、いじめのみならず、経済的困窮・児童虐待等、様々な課題に対応している。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
〇スクールソーシャルワーカーとして、それぞれの担当が各地域で活動に取り組んでいる。研修等により、それぞれ、自己研鑽に努めているが、さらにその専門性の向上が課題である。また、いじめ及びそこから派生する諸課題について、学校・教育機関のみならず、多くの本会会員が活躍している福祉や医療など関係機関の専門職との連携強化を図っていきたい。
③御意見・御提案等
〇スクールソーシャルワーカーでは、社会福祉士が基礎資格の一つとなっている。現状ではより、専門性の高い社会福祉士の存在が求められている。そのため、当会の中でも、周知を広げ、専門職として輩出を後押しする必要があると考える。

42 千葉県精神保健福祉士協会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
・協会としての取組はありませんでした。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
③御意見・御提案等

43 千葉県人権擁護委員連合会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
〇啓発活動を通じて、未然防止・早期発見の推進。 ・「子どもの人権を守ろう」をテーマに各種啓発活動に取り組みながら、子どもたちの人権意識を高める。

<p>○主な関係事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人権教室」の実施 小中学生に対し、人権擁護委員が講師となって授業を行い、人権尊重について理解させる。 ・全国中学生人権作文コンテスト ・子どもの人権ポスター原画コンテスト 作文やポスターを書くことにより人権尊重の重要性を理解してもらう。 ・「子どもの人権110番」 フリーダイヤルによる電話相談 ・「子どもの人権SOSミニレター」 全国の小中学生にミニレターを配布し、手紙による相談に対応。
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教室では思いやりの心や、相手に対する優しさの大切さを理解してもらい、いじめは「しない、させない、見逃さない」という合い言葉を啓発している。外部講師として子どもと接することで、心が開かれ、たのしい交流ができています。 ・「人権ポスター原画コンテスト」の入賞作品を啓発活動に活用 ・中学生に対する人権講演、人権教室の実施が広がりを見せている。
<p>③御意見・御提案等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題については、学校との連携強化が最重要課題ととらえている。 本音で話し合いのできる関係を構築していきたい。

4.4 NPO法人企業教育研究会

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>○啓発教材の制作・研修会への講師派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトバンク株式会社と連携して共同開発した情報モラル教材『みんなで考えよう、ケータイ・スマートフォン』を活用する授業の方法を伝達するための、教員研修会に講師を派遣している。今年度は、オンライン研修会も開始する。 <p>○生徒向けの出張授業への講師派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏市、野田市、山武市、君津市の全中学校1年生に向けて「わたしたちの選択肢」と題した出張授業への講師を派遣する予定。(現在、休校解除後の日程を調整中) ネットいじめを防ぐには、集団が傍観者になるのではなく、関心を持つことの重要性を解説している。また、ネットいじめを通報する「STOP i t」の活用法を紹介している。 <p>○千葉県青少年を取り巻く有害環境対策推進協議会の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県青少年を取り巻く有害環境対策推進協議会(ちば地域コンソーシアム)事業の事務局を担当している。行政・警察・民間企業・業界団体・有識者・青少年指導団体などの情報を交換できる場を作っている。
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員が最新の情報技術や子供たちのトラブルの最先端の情報を得ていないと指導できないという思い込みがある。 ・SOSの出し方教育に関する授業づくり、および指導者の要請。 ・長かった休校期間の児童・生徒の心理状態にどこまで寄り添うことができるかが、課題となっている。
<p>③御意見・御提案等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒向けの講演の依頼を受ける際に、「大人である教員が言っても説得力がないから、外部の大人に注意・指導してもらいたい」というご意見をよくいただきますが、外部の人間はあくまでも一期一会の存在です。第一義的には日常のモラルの指導があり、その延長線上に外部の人間による指導があるということをご理解いただきたいです。 ・中学生向けにネットいじめを通報する「STOP i t」を導入される自治体が増えています。検索可能な情報を

ネットパトロールするだけでなく、当事者や傍観者から相談者に気軽に相談できる体制を作っていただくためにも、「STOP i t」のような仕組みを各市町村の行政として導入することで、相談しやすい環境を作るとともに、いじめを未然に抑止することができるはずです。

- 学校のオンライン授業や講演会の体制整備が急がれます。